

(案)

対策本部決定議案
令和2年10月6日
子育て支援部

児童館（センター）のスタジオ等の利用再開について

1 提案理由

施設利用の再開について委託業者と協議を行い、感染症の予防対策を適切に実施することで、施設利用を再開することについて合意を得たことから、下記のとおり、利用を休止していたスタジオ等の施設利用を再開する。

2 開始年月日

令和2年10月12日 月曜日

3 利用方法等

①ダンススタジオ

・定員を10名までとし、30分に1回、10分間窓を開放して換気を実施し、換気中は音楽を止める。

②A・B・Cスタジオ

・定員は2名とし、当面の間、Aスタジオのみの利用とし、B及びCスタジオの利用は休止する。30分に1回、10分間入り口ドアを開放して換気を実施し、換気中は楽器演奏を止める。

・申し込みは利用人数の確認を行うため、電話か来館での受付とし、公共施設予約システムは利用しない。

③ライブスタジオ

・グループでの練習希望があった場合は、密を避けるため、ライブスタジオを利用する。利用人数は4～6名を想定している。30分に1回、10分間入り口ドアを開放して換気を実施し、換気中は楽器演奏を止める。

・申し込みは利用人数の確認を行うため、電話か来館での受付とし、公共施設予約システムは利用しない。

④調理室

・調理室については、利用を再開している公共施設があることから、感染症の予防対策を適切に実施しながら、利用を再開する。

4 周知

決定後、市ホームページにより周知する。

取り扱いに変更があった場合は、改めて周知を行うこととする。